



北海道緊急雇用創出事業

現任介護職員等研修支援事業 活用マニュアル・Q & A資料



Sunshine
サンシャインスタッフィング

株式会社 サンシャイン

札幌市中央区北5条西6丁目1
第2道通ビル9F

フリーダイヤル 0120-50-3264

電話:011-232-3264

FAX: 011-232-5380

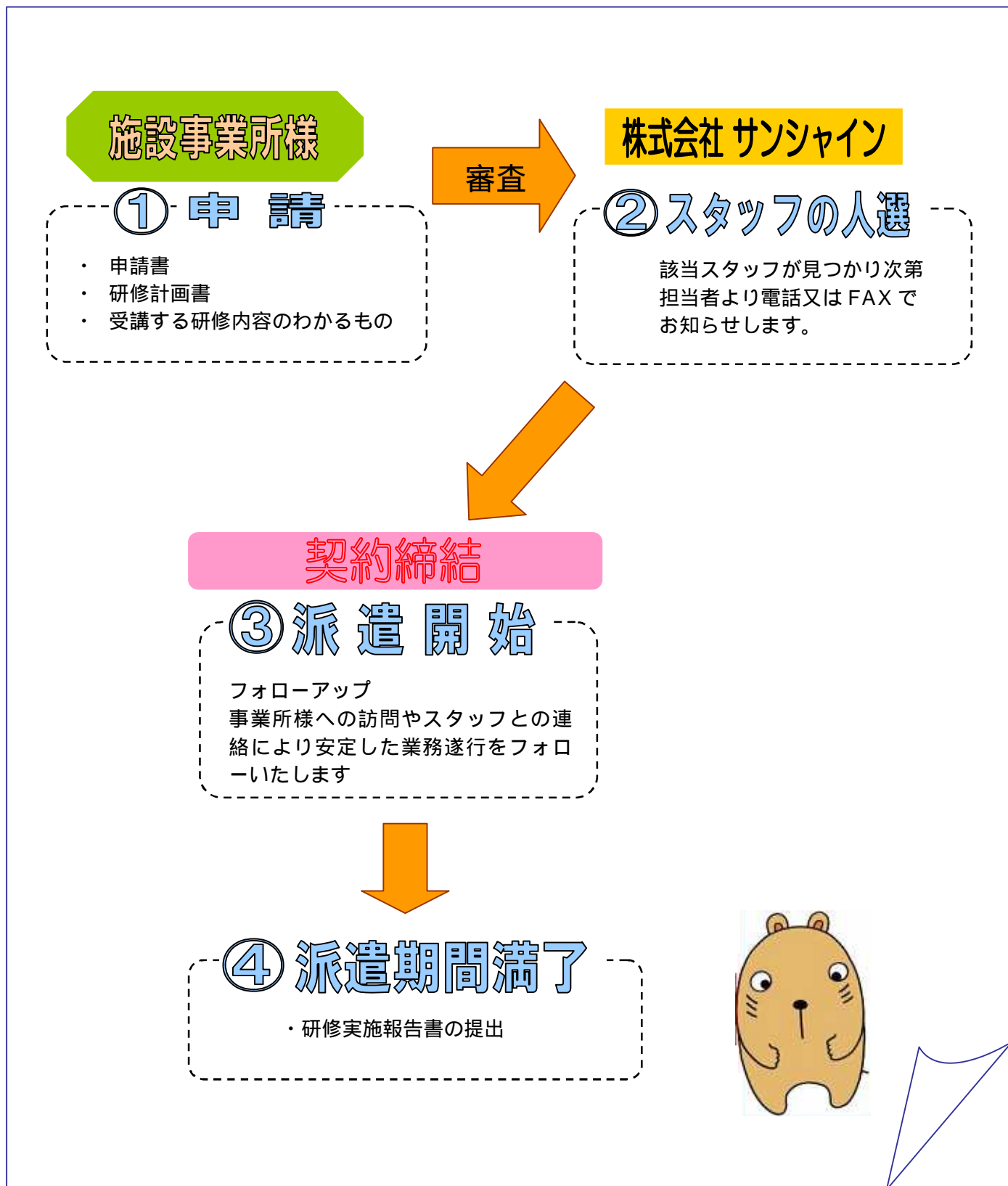
～ 目 次 ～

1 . 申請から就業までの流れ

2 . よくあるご質問

- Q 1 「代替職員を依頼できる日数に制限はありますか？」
- Q 2 「複数の代替職員を依頼することはできますか？」
- Q 3 「有資格者や即戦力人材に限定した依頼はできますか？」
- Q 4 「研修計画書に“代替職員の雇用期間を2ヶ月以上とする”と記載されていますが、当方ではそれ程の研修期間を予定していませんが・・・？」
- Q 5 「研修は外部で受講するもののみが派遣対象ですか？」
- Q 6 「長期研修を考えているが、派遣期間に制限はありますか？」
- Q 7 「代替職員を受け入れるのに費用(人件費)は掛かりますか？」
- Q 8 「代替職員に残業や夜勤を依頼できますか？」
- Q 9 「申請書を提出したらすぐに代替職員を派遣してくれますか？」
- Q 10 「看護師は見つかりづらく、申請しても難しいと思いますが・・・？」
- Q 11 「代替職員が良い人材なので、派遣終了後に直接雇用にしたいのですが？」
- Q 12 「派遣抵触日を迎えるが代替職員の受入は可能ですか？」
- Q 13 「札幌から派遣されるのでしょうか？遠くて通えないと思いますが？」
- Q 14 「申請書の派遣希望期間の書き方は？終了日をいつにすればいいかわかりません」
- Q 15 「予定していた研修が大幅に無くなっても計画通り派遣してもらえるのでしょうか？」
- Q 16 「この事業の対象の研修にあたるかよくわかりません。」
- Q 17 「この事業で雇用した介護職員も処遇改善交付金の支給対象としてかまわないのでしょうか？」
- Q 18 「1日の勤務時間が8時間に満たない場合、勤務実績を1日とする事ができますか？」
- Q 19 「代替職員が従事する業務は、研修に参加する現任介護職員の業務でないといけませんか？」
- Q 20 「居宅介護支援専門員の代替職員として、居宅介護支援専門員の資格を持っていない者を雇用してもかまいませんか？」
- Q 21 「事務長が介護の質の向上に資する研修に参加予定ですが、研修対象とすることはできますか？」
- Q 22 「代替職員は、介護保険法の基準上、介護職員に含まれますか？」
- Q 23 「代替職員の受け入れ期間中、事業者及び派遣会社の果たすべき義務は何ですか？」

1. 申請から就業までの流れ



2. よくあるご質問 (Q & A)

Q1

「代替職員を依頼できる日数に制限はありますか？」



A1

現任職員が研修に参加する時間数の合計を4倍にし、その数字を8(時間)で割った数字が派遣できる最大日数になります。(例: 研修総時間331時間
 $331 \times 4 \div 8 = 165.5$ 165日まで派遣可能)

Q2

「複数の代替職員を依頼することはできますか？」



A2

可能です。「週5日勤務の方を2人」や「週3日勤務の方を5人」などの依頼もできます。
申請書受理時に弊社から確認させていただきます。

Q3

「有資格者や即戦力人材に限定した依頼はできますか？」



A3

緊急雇用創出事業である以上、無資格者や未経験者も派遣対象者に含まれておりますが、サービスの性質や事業所の状況を事前に十分確認させて頂いた上で代替職員を選定いたします。

Q4

「研修計画書に“代替職員の雇用期間を2ヶ月以上とする”と記載されていますが、当方ではそれ程の研修時間を予定していませんが・・・？」



A4

1事業所で2ヶ月以上の雇用期間が確保できることが望ましいですが、弊社にて代替職員の雇用期間を2ヶ月以上確保する様に調整致しますので短期のご依頼でも結構です。

Q5

「研修は外部で受講するもののみが派遣対象ですか？」



A5

研修は外部研修に限らず、事業所内研修も派遣の対象となります。
但し、介護技術向上を目的としたものに限りませす。
パソコンスキルアップ研修などは対象となりませす。

Q6

「長期研修を考えているが、派遣期間に制限はありますか？」



A6

今回の事業対応期間は【2012年3月末日迄】です。
派遣希望期間の申請はこの期間内におさめてください。

Q7

「代替職員を受け入れるのに費用(人件費)はかかりますか？」



A7

法人(事業所)にご負担いただく費用は一切ございませす。

Q8

「代替職員に残業や夜勤を依頼できますか？」



A8

今回の道事業対応スタッフは日勤対応になっておりませす
(5:00-22:00)。
残業についても対応できませすので御配慮下さいませす様
お願いしませす。

Q9

「申請書を提出したらすぐに代替職員を派遣してくれますか？」



A9

ご要望には迅速に対応させていただいております。
しかしながら、期間や場所等によってはお時間が掛かる場合
もあります。
人選状況については担当者より随時報告させていただきます。

Q10

「看護師は見つかりづらく、申請しても難しいと思いますが・・・？」



A10

ご指摘の通り看護師は介護職と比べて、ご案内までに時間が
掛かる傾向がございます。可能であれば介護派遣職員にて代
替可能な業務を選定いただきご依頼頂けます様、宜しくお願
い致します。

Q11

「代替職員が良い人材なので、派遣終了後に直接雇用をしたいので
すが？」



A11

「職業紹介」制度を利用し、派遣期間終了後に直接雇用の支
援をさせていただきます。職業紹介を御所望される場合は
㈱サンシャイン担当者にご相談下さい。

Q12

「派遣抵触日を迎えるが代替職員の受入は可能ですか？」



A12

人材派遣を特定の職種および同一の勤務場所で恒常的にご
利用の事業者様のみ発生する問題です。抵触日以降は当事業
においても人材派遣の受入はできませんので㈱サンシャイ
ン担当者にご相談下さい。

Q13

「札幌から派遣されるのでしょうか？遠くて通えないと思いますが？」



A13

ハローワークや求人媒体、出張登録会などにより現地の方を随時募集しておりますので、原則現地付近にお住まいの方を派遣させていただきます。

Q14

「申請書の派遣希望期間の書き方は？終了日をいつにすればいいかわかりません。」



A14

希望日数は派遣される実日数となります。事業所様のシフトに実日数をあてこみ、実日数が消化される最後の日を派遣希望期間の終了日に指定してください。

Q15

「予定していた研修が大幅に無くなっても計画通りに派遣してもらえるのでしょうか？」



A15

主催者側都合による期間短縮や天候不良、現任職員の体調不良など止むを得ない理由であれば問題ありません。ただし気が変わったなどの理由による場合は代替職員の給与交通費を負担頂くこともあります。

Q16

「この事業の対象の研修にあたるかよくわかりません。」



A16

社内研修も含め介護職員の資質向上に寄与する研修であれば対象となります。判断の難しい研修予定がある場合は申請書をFAXいただくか、事前に担当までご確認ください。

Q17

「この事業で雇用した介護職員も処遇改善交付金の支給対象としてかまわないのでしょうか？」



A17

本事業の委託料の中から代替職員の賃金を支出することとなるので、処遇改善交付金の支給対象とすることはできません。

Q18

「1日の勤務時間が8時間に満たない場合、勤務実績を1日とする事ができますか？」



A18

できません。
1日の勤務時間は8時間として下さい。

Q19

「代替職員が従事する業務は、研修に参加する現任介護職員の業務でないといけませんか？」



A19

現任介護職員が現に従事する業務を含めて、当該事業所における介護に関する業務であればかまいません。

Q20

「居宅介護支援専門員の代替職員として、居宅介護支援専門員の資格を持ってない者を雇用してもかまいませんか？」



A20

居宅介護支援専門員の補助として雇用することは可能です。ただし、ケアプランの作成など居宅介護支援専門員しか行うことができない業務を行わせることはできません。

Q21

「事務長が介護の質の向上に資する研修に参加予定ですが、研修対象とすることはできますか？」



A21

あくまで、対象となる現任介護職員等は、介護サービス等の利用者に対して直接処遇を行う介護職員等としていただきますので、事務長の職種として受講する研修は対象となりません。ただし、介護職員等と兼務しており、その職種として受講する場合は対象となります。

Q22

「代替職員は、介護保険法の基準上、介護職員に含まれますか？」



A22

代替職員を介護職員として取り扱うか、介護職員ではないものとして取り扱うかについては、それぞれの実情に応じて判断していただくこととなります。

ただし、人員配置基準上の介護職員として取り扱う場合は、介護報酬算定上の介護職員としても取り扱う必要があります。

Q23

「代替職員の受け入れ期間中、事業者及び派遣会社の果たすべき義務は何ですか？」



A23

派遣会社は労働者派遣法に基づき、派遣された代替職員についての雇用管理の義務があることから、代替職員のメンタル面も含めて、さまざまな支援を行うほか、事業者に対して派遣会社としての義務・責任を負うこととなります。

また、事業者には、代替職員に対する指揮監督権がありますので、業務についての適切な指示監督をお願いします。